

第 51 号

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。